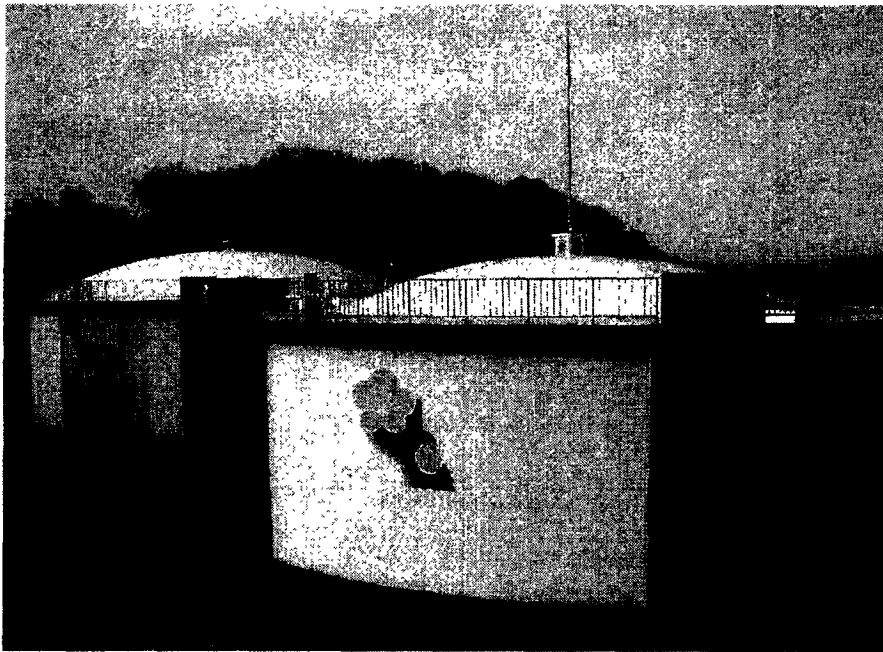


平成19年度水質検査計画



城陽市上下水道部

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 水源の状況並びに原水、浄水の水質状況
4. 採水地点、検査項目、検査頻度及びその理由
5. 水質検査方法
6. 臨時の水質検査
7. 水質検査計画及び検査結果の公表
8. その他の留意事項

## 1. 基本方針

城陽市上下水道部では、水道水が安全であることを保証するために水道法で定められた水質検査を行います。

- (1) 検査地点は、市内給水栓（蛇口の水）に加えて各浄水場出口（浄水）、京都府営水道から浄水を受水する入口、浄水場入口（原水）とします。
- (2) 検査項目は、水道法で義務づけられている水質基準項目、水質管理上留意すべきとされている水質管理目標設定項目及び城陽市上下水道部が必要と判断した独自の水質項目とします。
- (3) 検査頻度は、水道法及び本市の原水水質の特徴、過去の水質検査結果状況に基づいて、項目毎に検査頻度を設定し実施します。
- (4) 検査の実施方法は、全ての水質検査について委託します。なお委託先は水道法に基づき、厚生労働大臣へ登録した検査機関とします。（毎日検査除く）

## 2. 水道事業の概要

城陽市上下水道部は、市内を4つの配水区域に分けて効率的かつ安定した給水を行っています。水源は深井戸から取水した地下水で、市内3カ所の浄水場で浄水処理しています。その水と京都府営水道で高度浄水処理された浄水をブレンドして給水しています。

給水状況（平成17年度）

給水人口	81,125 人
給水戸数	29,230 戸
年間総配水量	9,697,570 ㍓
1日平均配水量	26,569 ㍓
1日最大配水量	30,913 ㍓

浄水場概要

名称	処理能力	主な浄水処理方法
第1浄水場	3,900 ㍓/日	除砂
第2浄水場	6,500 ㍓/日	除砂
第3浄水場	19,400 ㍓/日	凝集沈でん急速ろ過, 自然ろ過

府営水概要

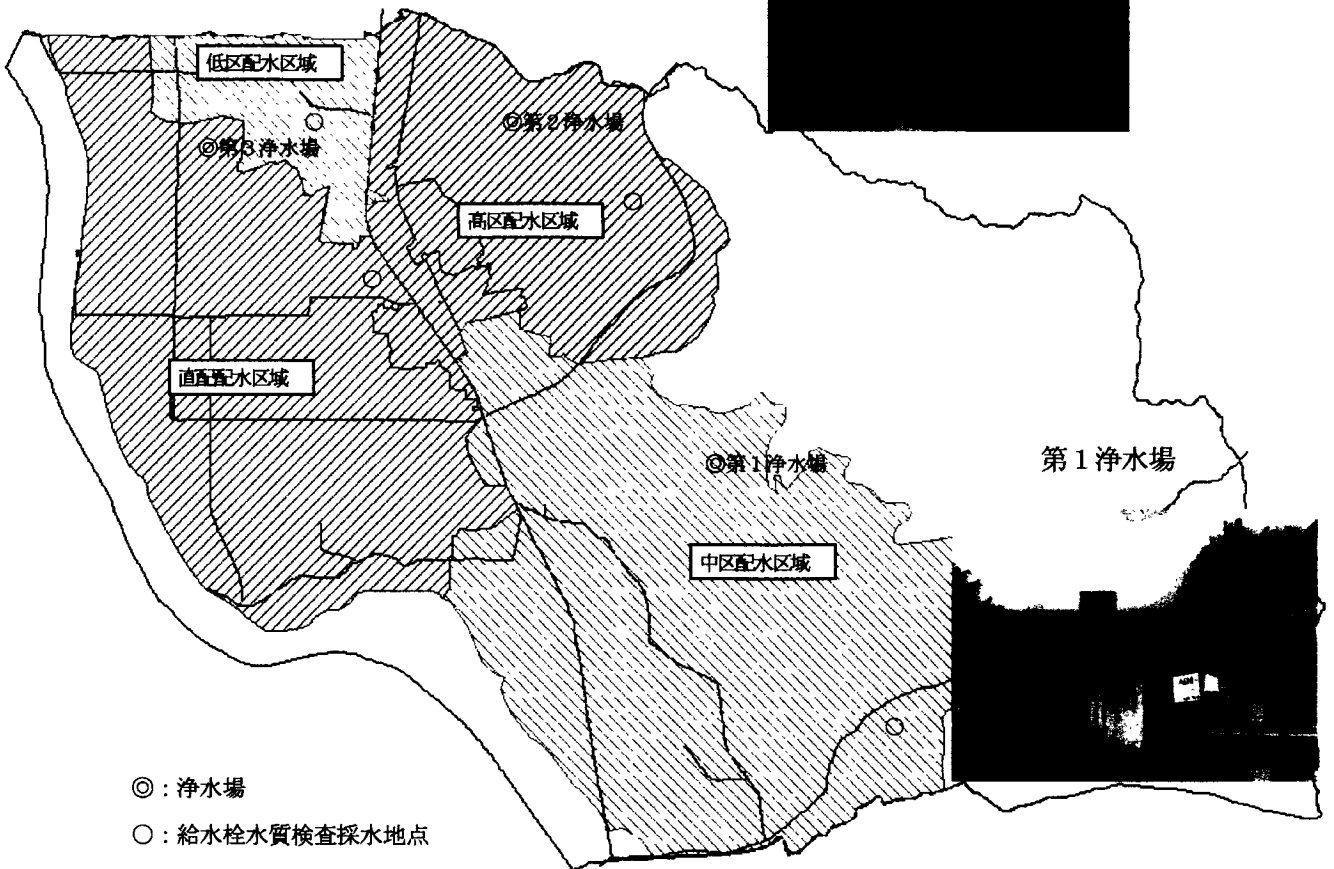
名称	契約受水量（最大）	主な浄水処理方法
宇治浄水場	14,100 ㍓/日	高度浄水処理（オゾン+活性炭）

# 城陽市配水区域図

第3浄水場



第2浄水場



第1浄水場



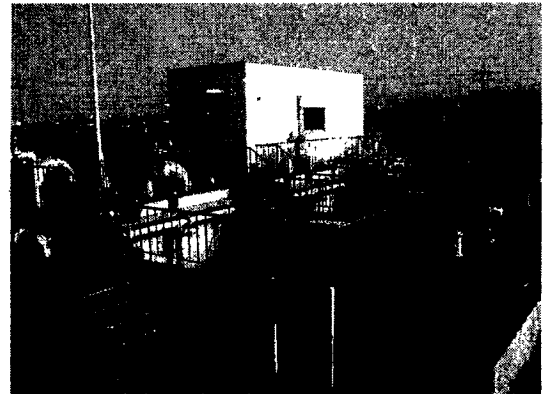
### 3. 水源の状況並びに原水、浄水の水質状況

本市の水源は、深井戸から取水する地下水です。原水は大変良質で、浄水処理前の原水の状態においてもほぼ水質基準を満たします。しかし第3浄水場系原水のみ、地質由来の無機物（鉄、マンガン）が水質基準値以上含まれることがあります。

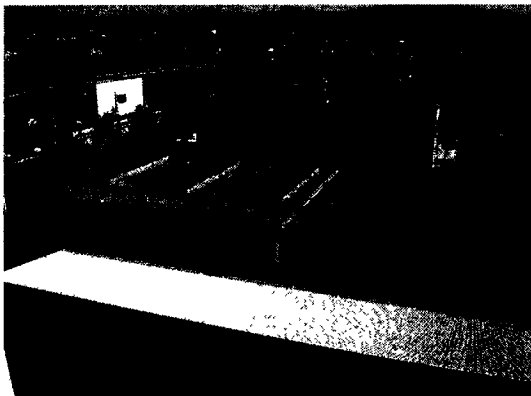
そのため第3浄水場では、凝集沈でん急速ろ過施設、自然ろ過施設を導入するなど適切な浄水処理を行っています。



凝集沈でん池(急速ろ過施設)



急速ろ過池(急速ろ過施設)



自然ろ過施設

その結果、浄水（水道水）は水質基準を全て満足しており、安全で良質な水をお届けしています。

平成18年度

水質基準項目検査結果(原水) <平成18年7月採水>

原水3検体

	項目	基準値	水質検査結果		
			最高	最低	平均
1	一般細菌	100個/ml以下	86	検出せず	29
2	大腸菌	検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず
3	カドミウム及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
8	六価クロム化合物	0.05mg/l以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	2.14	0.26	0.94
11	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	0.08未満	0.08未満	0.08未満
12	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	0.03	0.02未満	0.02
13	四塩化炭素	0.002mg/l以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
14	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満
15	1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/l以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
19	トリクロロエチレン	0.03mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
20	ベンゼン	0.01mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
21	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	—	—	—
22	クロロホルム	0.06mg/l以下	—	—	—
23	ジクロロ酢酸	0.04mg/l以下	—	—	—
24	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	—	—	—
25	臭素酸	0.01mg/l以下	—	—	—
26	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	—	—	—
27	トリクロロ酢酸	0.2mg/l以下	—	—	—
28	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	—	—	—
29	ブロモホルム	0.09mg/l以下	—	—	—
30	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	—	—	—
31	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満
32	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満
33	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	0.19	0.03未満	0.06
34	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	0.01	0.01未満	0.01未満
35	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	9.2	7.7	8.5
36	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	0.063	0.005未満	0.021
37	塩化物イオン	200mg/l以下	4.2	3.0	3.8
38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	27.2	12.7	17.6
39	蒸発残留物	500mg/l以下	113	78	90
40	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満
41	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	—	—	—
42	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	—	—	—
43	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満
44	フェノール類	0.005mg/l以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
45	有機物(TOC)	5mg/l以下	0.5未満	0.5未満	0.5未満
46	pH値	5.8以上8.6以下	6.8	6.3	6.5
47	味	異常でないこと	—	—	—
48	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし
49	色度	5度以下	2	1未満	1未満
50	濁度	2度以下	0.7	0.1未満	0.2

平成18年度

水質基準項目検査結果(浄水・給水栓水) <平成18年7月採水>

浄水4検体, 給水栓水4検体

	項目	基準値	水質検査結果		
			最高	最低	平均
1	一般細菌	100個/ml以下	検出せず	検出せず	検出せず
2	大腸菌	検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず
3	カドミウム及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	0.003	0.001未満	0.001未満
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
8	六価クロム化合物	0.05mg/l以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	2.00	0.26	0.73
11	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	0.08未満	0.08未満	0.08未満
12	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	0.03	0.02未満	0.02未満
13	四塩化炭素	0.002mg/l以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
14	1, 4-ジオキサン	0.05mg/l以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満
15	1, 1-ジクロロエチレン	0.02mg/l以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
19	トリクロロエチレン	0.03mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
20	ベンゼン	0.01mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
21	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満
22	クロロホルム	0.06mg/l以下	0.004	0.001未満	0.001
23	ジクロロ酢酸	0.04mg/l以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満
24	ジブromクロロメタン	0.1mg/l以下	0.002	0.001未満	0.001未満
25	臭素酸	0.01mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
26	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満
27	トリクロロ酢酸	0.2mg/l以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満
28	ブromジクロロメタン	0.03mg/l以下	0.003	0.001未満	0.001
29	ブromホルム	0.09mg/l以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満
30	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	0.008未満	0.008未満	0.008未満
31	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満
32	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	0.06	0.02未満	0.02
33	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	0.03未満	0.03未満	0.03未満
34	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	0.01	0.01未満	0.01未満
35	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	17	8.7	13
36	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満
37	塩化物イオン	200mg/l以下	8.7	4.4	6.2
38	カルシウム, マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	36.2	12.6	24.5
39	蒸発残留物	500mg/l以下	118	98	105
40	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満
41	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満
42	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満
43	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満
44	フェノール類	0.005mg/l以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
45	有機物(TOC)	5mg/l以下	0.5未満	0.5未満	0.5未満
46	pH値	5.8以上8.6以下	7.4	6.6	7.1
47	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし
48	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし
49	色度	5度以下	1未満	1未満	1未満
50	濁度	2度以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満

平成18年度

水質管理目標設定項目水質検査結果 <平成18年9月採水>

原水3検体、浄水4検体

	項目	目標値	水質検査結果		
			最高	最低	平均
1	アンチモン及びその化合物	0.015mg/l以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
2	ウラン及びその化合物	0.002mg/l以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
3	ニッケル及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
4	亜硝酸態窒素	0.05mg/l以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満
5	1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満
6	トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満
7	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.008mg/l以下	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満
8	トルエン	0.2mg/l以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.1mg/l以下	0.006未満	0.006未満	0.006未満
10	亜塩素酸	0.6mg/l以下	-	-	-
11	塩素酸	0.6mg/l以下	-	-	-
12	二酸化塩素	0.6mg/l以下	-	-	-
13	ジクロロアセトニトリル	0.04mg/l以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満
14	抱水コロラール	0.03mg/l以下	0.003未満	0.003未満	0.003未満
15	農薬類	比の和として以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満
16	残留塩素	1mg/l以下	0.54	0.49	0.51
17	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	10mg/l以上100mg/l以下	39.0	12.8	27.8
18	マンガン及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
19	遊離炭酸	20mg/l以下	23.0	3.5	11.2
20	1, 1, 1-トリクロロエタン	0.3mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
21	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02mg/l以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/l以下	0.8	0.7	0.7
23	臭気強度(TON)	3以下	1未満	1未満	1未満
24	蒸発残留物	30mg/l以上200mg/l以下	122	99	111
25	濁度	1度以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満
26	pH値	7.5程度	7.7	6.7	7.2
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上	-1.1	-2.2	-1.8

10 亜塩素酸、11 塩素酸、12 二酸化塩素については、原因物質が二酸化塩素であり、本市では二酸化塩素を浄水処理で使用していないので測定していません。  
 水道水品質及び浄水処理過程混入物質については浄水にて検査し、それ以外の原水由来の項目については原水にて検査しています。



#### 4. 採水地点、検査項目、検査頻度及びその理由

##### (1) 採水地点

浄水場の系統及び配水区域を考慮して、市内4地点の給水栓及び浄水施設出口4地点、府営水受水口1地点の計9地点で行います。

また、原水についても各浄水場入り口の3地点で行います。

さらに、1日1回行わなければならない毎日検査は、4配水区域において各2カ所の給水栓計8地点で行います。

##### (2) 検査項目、検査頻度

水質検査計画において実施する検査項目、検査頻度は下記に示すとおりです。

###### (ア) 水質基準項目

水道法に適合した水であるか、水質基準50項目を検査します。

法令で定められた頻度を基本とし、その他特に水質管理上注意すべき項目を考慮して、下表のとおり検査頻度を設定します。

原水(3検体)については、水源水質監視を強化するため、毎月検査を従来の10項目から23項目を増やして実施します。また水質基準項目のうち、トリハロメタン等浄水にのみ含まれる項目を除く37項目全てについて、年1回水質検査を実施します。

浄水(4検体)については、法令で定められた11項目の毎月検査、31項目の3ヶ月検査を行い、さらに水質に万全を期する見地から、項目を省略することなく50項目の水質基準検査を年1回実施します。

給水栓水(4検体)・府営水(1検体)についても、法令で定められた11項目の毎月検査、24項目の3ヶ月検査を行い、さらに項目を省略することなく50項目の水質基準検査を年1回実施します。

###### (イ) 毎日検査項目

色、濁り、消毒の残留効果を1日1回検査します。

###### (ウ) 水質管理目標設定項目

水道法において必須の検査ではありませんが、将来にわたり水道水の安全性の確保等に万全を期する見地から、水源及び浄水処理における監視のために検査を行います。

水質管理目標設定項目は、27項目全て(うち農薬類101項目含む)について、省略することなく年1回検査します。なお水道水品質及び浄水処理過程混入物質については浄水(4検体)にて検査し、それ以外の原水由来の項目については原水(3検体)にて検査します。

(エ) その他の項目

クリプトスピリジウムの指標菌となる嫌気性芽胞菌検査を、原水(3検体)について毎月1回実施します。

さらに水道水源の広範囲な監視強化のため、稼働中の水道水源井戸全てについて、水質基準項目のうちトリハロメタン等浄水にのみ含まれる項目を除く37項目と嫌気性芽胞菌の計38項目の水質検査を年1回実施します。

水質基準検査項目及び頻度

	項目	基準値	年間検査回数			給水栓水(浄水)での 検査回数決定理由
			原水	浄水	給水栓水 及び府営水	
1	一般細菌	100個/ml以下	12	12	12	毎月検査
2	大腸菌	検出されないこと	12	12	12	毎月検査
3	カドミウム及びその化合物	0.01mg/l以下	12	1	1	⑤
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	12	4	1	⑦
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	12	1	1	⑤
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	12	1	4	②
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	12	4	1	⑦
8	六価クロム化合物	0.05mg/l以下	12	1	1	⑤
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	12	4	4	①
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	12	4	1	② ⑥
11	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	1	1	1	⑤
12	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	12	4	1	① ⑥
13	四塩化炭素	0.002mg/l以下	1	1	1	⑤
14	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	1	4	1	① ⑥
15	1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/l以下	1	1	1	⑤
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	1	1	1	⑤
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	1	1	1	⑤
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	1	1	1	⑤
19	トリクロロエチレン	0.03mg/l以下	1	1	1	⑤
20	ベンゼン	0.01mg/l以下	1	1	1	⑤
21	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	-	4	4	③
22	クロロホルム	0.06mg/l以下	-	4	4	③
23	ジクロロ酢酸	0.04mg/l以下	-	4	4	③
24	ジブromクロロメタン	0.1mg/l以下	-	4	4	③
25	臭素酸	0.01mg/l以下	-	4	4	①
26	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	-	4	4	③
27	トリクロロ酢酸	0.2mg/l以下	-	4	4	③
28	ブromジクロロメタン	0.03mg/l以下	-	4	4	③
29	ブromホルム	0.09mg/l以下	-	4	4	③
30	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	-	4	4	③
31	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	1	1	1	⑤
32	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	1	4	4	①
33	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	12	12	12	④
34	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	1	1	1	⑤
35	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	1	1	1	⑤
36	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	12	12	12	④
37	塩化物イオン	200mg/l以下	12	12	12	毎月検査
38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	12	1	1	⑤
39	蒸発残留物	500mg/l以下	12	4	1	② ⑥
40	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	12	1	1	⑤
41	ジオスミン	0.0001mg/l以下	1	1	1	⑤
42	2-メチルイソボルネオール	0.0001mg/l以下	1	1	1	⑤
43	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	12	4	1	① ⑥
44	フェノール類	0.005mg/l以下	1	4	1	① ⑥
45	有機物(TOC)	5mg/l以下	12	12	12	毎月検査
46	pH値	5.8以上8.6以下	12	12	12	毎月検査
47	味	異常でないこと	12	12	12	毎月検査
48	臭気	異常でないこと	12	12	12	毎月検査
49	色度	5度以下	12	12	12	毎月検査
50	濁度	2度以下	12	12	12	毎月検査

法令で定められたおおむね1ヶ月に1回以上検査しなければならない項目については、毎月検査項目として月1回の検査を行います。その他の項目については、法令に基づいた判断基準で検査回数等を決定します。ただし、法令等では最高で3年に1回まで検査を省略できる項目もありますが、本市では最低でも1年に1回は検査するものとします。

給水栓水(浄水)検査回数決定理由

- ①平成16年度から新規項目となったもの及び新規検査方法となったものについては、省略等せず3ヶ月に1回検査します。
- ②基準値の20%を超過したことがある項目については省略せず3ヶ月に1回検査します。
- ③消毒副生成物は省略不可のため3ヶ月に1回検査します。
- ④第3浄水場系原水(地下水)には鉄、マンガンが含まれており、その監視のために月1回の検査をします。
- ⑤法令等では3年に1回の検査まで省略可能ですが、1年に1回検査します。
- ⑥送配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかと認められるので、各浄水場浄水で検査します。(ただし年1回は給水栓水でも検査します)
- ⑦法令等では3年に1回の検査まで省略可能ですが、監視強化のため、3ヶ月に1回検査します。

毎日検査(年間366回) 給水栓水8検体

項目	評価	検査回数
色	異常ないこと	366
濁り	異常ないこと	366
消毒の残留効果	0.1mg/l以上あること	366

水質管理目標設定項目検査(年1回) 原水3検体, 浄水4検体

	項目	目標値	原水	浄水
1	アンチモン及びその化合物	0.015mg/l以下	○	
2	ウラン及びその化合物	0.002mg/l以下	○	
3	ニッケル及びその化合物	0.01mg/l以下		○
4	亜硝酸態窒素	0.05mg/l以下		○
5	1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下	○	
6	トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	○	
7	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下	○	
8	トルエン	0.2mg/l以下	○	
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.1mg/l以下	○	
10	亜塩素酸	0.6mg/l以下		○
11	塩素酸	0.6mg/l以下		○
12	二酸化塩素	0.6mg/l以下		○
13	ジクロロアセトニトリル	0.04mg/l以下		○
14	抱水クロラール	0.03mg/l以下		○
15	農薬類	比の和として1以下	○	
16	残留塩素	1mg/l以下		○
17	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	10mg/l以上100mg/l以下		○
18	マンガン及びその化合物	0.01mg/l以下		○
19	遊離炭酸	20mg/l以下		○
20	1, 1, 1-トリクロロエタン	0.3mg/l以下	○	
21	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02mg/l以下	○	
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/l以下		○
23	臭気強度(TON)	3以下		○
24	蒸発残留物	30mg/l以上200mg/l以下		○
25	濁度	1度以下		○
26	pH値	7.5程度		○
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上		○

水道水品質及び浄水処理過程混入物質以外の項目については、原水で監視します。

## 5. 水質検査方法

本市の水質検査は全て委託により行います。なお、委託先は水道法第20条で定められた厚生労働省登録機関とします。(毎日検査を除く)

水質検査方法は、国が定めた検査方法(「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」)、上水試験方法(日本水道協会)等によって行います。

## 6. 臨時の水質検査

以下のような場合に臨時の水質検査を行います。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき。
- (2) 水源に異常があったとき。
- (3) 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系伝染病が流行しているとき。
- (4) 浄水過程に異常があったとき。
- (5) 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき。
- (6) その他特に必要があると認められるとき。

## 7. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は毎年作成し公表します。また水質検査結果についても公表します。なお、水質検査計画については毎年見直しを行い、状況に応じて改訂します。

## 8. その他

水道水が原因で水質事故が発生またはその恐れのある場合には、京都府及び市関係部局と連携を行い対処します。

利用者の皆様の声を水質検査計画に反映させていただくために、ご意見をいただければ幸いです。

問い合わせ先

城陽市上下水道部 工務課

TEL 0774-52-2442

FAX 0774-55-0771

MAIL komu@city.joyo.kyoto.jp